令和８年（行コ）第１１９号

自由に不妊手術等を受けることのできる地位確認等請求控訴事件

控訴人　　梶谷風音ほか４名

被控訴人　国

控訴理由補充書⑵

令和８（２０２６）年８月３１日

東京高等裁判所第１６民事部ロＡ係　御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士　　亀　石　倫　子

外６名

控訴人らは、令和８年６月１日付け控訴理由補充書において、本案に関する控訴人らの主張を整理した一覧表を提出した。その後、当審において提出した各準備書面の内容を反映して同一覧表を更新したものは、別紙「控訴人らの本案の主張の整理」記載のとおりである。なお、更新箇所は赤字で記載している。

以上

（別紙）

控訴人らの本案の主張の整理

憲法13条違反の主張

本件各規定

		保護範囲 （不妊手術を受ける権利又は自由の位置付け）	書面の該当箇所	適用違憲の主張	目的の正当性	書面の該当箇所	手段の適合性等	書面の該当箇所
1		子をもうけるか否かの意思決定の自由	訴状28~32頁 準(3)5~16頁 準(4)11,18~21頁 理由書12~14頁	なし	・目的は子を持つ機能である「母性」の保護及び人口統制にあり、個人の尊厳に反し、正当たり得ない	訴状12~17,36,37頁 準(3)45~51頁 理由書37~44頁 控(1)［小川意見］9～12頁 控(5)［山本意見］7～9頁 控(6)［控訴答弁書に対する反論］9～15頁 控(7)［諸外国］	・不妊手術の侵襲性及びリスクは低い （優生保護法制定当時から低下している、妊娠出産リスクよりも低い、他の非治療的手術よりも低い） ・他の避妊法では代替できない	訴状38~44頁 準(3)51~53頁 理由書44~48頁 控(2)［不妊手術の安全性］ 控(3)［美容整形の侵襲性］ 控(7)［諸外国］
2		避妊の自由	準(3)30~39頁 準(4)12,13,16~23頁 理由書15~22頁 控(5)［山本意見］2～6頁	理由書62,63頁				
3		身体に関する自己決定権/身体への侵襲を受ける自由又は自己決定権/身体への侵襲を受けない自由	準(3)16~23頁 準(4)13~16頁 理由書22,23,48~51頁	理由書60~62頁				
4	新	身体への侵襲を伴う医療的措置を受ける権利/妊孕性に対する医療を受ける自由/自分が望む医療を受ける自由 （3の一内容）	理由書52,53頁 控(1)［小川意見］5～9頁 控(5)［山本意見］9～10頁	理由書60~62頁				
5	新	私生活上の自由	理由書54~60頁 控(1)［小川意見］2～5頁	なし				

配偶者同意要件［控訴人梶谷のみ］

6	新	みだりに第三者の同意を要求されない自由	理由書75~77頁	なし	目的は不明であるが、母体の生命健康保護は目的たり得ない	理由書75~77頁	配偶者の自らの子を持つことの期待は女性の生命健康に優越しない	理由書75~77頁

憲法14条1項違反の主張

		別異取扱い	書面の該当箇所
7	新	男性不妊手術との別異取扱い（法適用及び法内容）	理由書63~68頁 控(8)［春藤意見］

※「新」は控訴審における新主張を意味する。

（別紙）

控訴人らの本案の主張の整理

8	新	美容整形手術との別異取扱い	理由書68~70頁 控(1)［小川意見］13,14頁 控(3)［美容整形の侵襲性］
9	新	生殖補助医療との別異取扱い	理由書70~74頁

憲法24条2項違反の主張

			書面の該当箇所
10		本件各規定は「家族に関する事項」に該当し、個人の尊厳及び両性の本質的平等に反する	訴状45~52頁 準(3)54~63頁 準(4)31~39頁 理由書30~35頁 控(4)［小西意見］

女子差別撤廃条約違反（憲法98条2項違反）の主張

			書面の該当箇所
11	新	女子差別撤廃条約16条及び12条に違反する	理由書74頁 控(7)［諸外国］

母体保護法の解釈適用に関する主張（予備的主張）［控訴人梶谷を除く］

			書面の該当箇所
12	新	控訴人らに対する不妊手術は法28条「故なく」に当たらない	理由書77~83頁 控(5)［山本意見］11頁

※「新」は控訴審における新主張を意味する。